

冬休み期間の放課後児童クラブ(学童)の利用申込について

公立の放課後児童クラブ(学童)では、冬休み中の利用申込を受け付けます。

ただし、利用申込者が定員を大幅に上回った場合は、お子さんの安全確保が難しくなるため、利用を制限することがあります。

※4月から年間を通して利用をしている方は、申込の必要はありません。

○**申込期間** 令和3年11月22日(月)～令和3年11月30日(火)

○**申込方法** 申込書を記入し必要書類を添付のうえ、期間内にこども課、各支所、または児童クラブ室へ提出してください。

※申込書は提出先に備えてあります。また、市ホームページからダウンロードも可能です。

○**放課後児童クラブ一覧(公立)**

クラブ名称	所在地	受入可能人数
大宮放課後児童クラブ	北町116	5名程度
大宮西放課後児童クラブ	抽ヶ台町2906-8	30名程度
大賀放課後児童クラブ	小祝218-2	20名程度
山方放課後児童クラブ(あげひばり)	山方3292	5名程度
美和放課後児童クラブ	小田野22	15名程度
御前山放課後児童クラブ	野口3183-2	15名程度

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線140

土地建物利用状況変更時の届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となりますが、変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へ連絡をお願いします。

【土地の利用状況が変更になったとき】

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

(例)住宅を解体して駐車場などにした

山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

【建物を新築・増築したとき】

家屋調査がお済みでない方は、お早めに税務徴収課資産税Gまでご連絡ください。

※居宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に関わらずすべての建物

【建物を取り壊したとき】

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

【未登記建物の所有者に変更があったとき】

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続の場合は相続関係が分かる書類の写し、売買の場合は売買契約書の写し等を添付してください。

※提出期限 令和3年12月28日(火)

※提出先 税務徴収課または各支所

※その他 提出書類は窓口へ備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

問 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線235

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111